あなたはワーキングホリデーの許可を受けられない条件

- もしあなたがアイスランドへのビザが必要であり、居住許可を申請後また申請期間中にアイスランドに滞在すること。 このような申請は拒否されます。
 - (ビザを必要としない申請者は、申請書の申請時並びに申請期間中にシェンゲンエリアの滞在日数が現在から180 日間のうち90日を超えない場合)
- すでにワーキングホリデーを使用している
- 扶養家族がいること。
- 国を離れることを除いて、他の理由で居留許可を申請している
- 居住許可期間である12ヶ月の間に3ヶ月以上別の国に滞在すること。 さもなければ、居住許可は取り消されるかも しれません。

居住申請書と補助書類は、レイキャビク首都圏外の移民局または地区コミッショナーの事務所に提出しなければなりません。

ビザを必要としない申請者は、申請書の提出時および申請中にアイスランドに滞在することができます。ただし、シェン ゲンエリアの滞在日数は180日以内に90日を超えないものとします。ビザを必要とする申請者は、許可申請時および処 理中にアイスランドに滞在することはできません。この場合申請は拒否されます。

申請者がこれらの要件および下記の要件を満たさない場合、居留許可申請は拒否され、申請者はアイスランドを出る必要 があります。退去しない申請者は、退学または再入国禁止の対象となることがあります。アイスランドへの再入国禁止 は、特定の期間または最低2年間、シェンゲンエリアへの再入国禁止です。 変更お願いいたします。

居住申請書と補助書類は、移民局またはレイキャビック圏外の地区コミッショナーの事務所提出しなければなりません。